

障害者の地域生活の推進に関する検討会	
第6回（H25.09.17）	資料1

重度訪問介護の対象拡大について （主な論点）

I 重度訪問介護の対象拡大の方向性

- 現行の重度訪問介護は、重度の肢体不自由者を対象としているが、重度の知的障害者・精神障害者にも拡大する。

II 重度訪問介護の対象者及び支援の内容について

1. 重度訪問介護の対象者及びサービス内容の考え方

常時介護を要する者として、「知的障害又は精神障害により行動障害を有する者」が挙げられるとの意見があったことを踏まえ、まずは、行動障害がある者の支援内容について整理し、その上で、重度訪問介護による支援の位置付けを含めて検討する必要がある。

2. 行動障害を有する者に対する支援（案）

○支援に際して求められること

- ・ 日常生活の活動場面は様々であり、それぞれの場面に応じて行動障害に着目した支援を行う必要がある。
- ・ サービス等利用計画の作成に当たっては、重度訪問介護、居宅介護、行動援護等の訪問系サービス、生活介護等の通所系サービス、地域定着支援等の相談系サービス等、地域における様々なサービスを想定して、サービス等利用計画を組み立てて行う必要がある。（参考資料1・2）
- ・ 行動障害を有する者に対応する支援体制を構築するためには、行動障害に専門性を有する行動援護事業者と他のサービス事業者の業務の役割分担を明

確化した上、全体としての連携体制を構築する必要がある。

○今後の対応の方向性

- ・ 様々なサービス事業者が関わる中で、行動障害を有する者の支援に求められることを把握して共有するためにはどのようにすべきか。
 - ① 相談支援事業者が招集するサービス担当者会議等において、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援をすることが重要である。
 - ② 行動障害を有する者の支援に際しては、その中で、行動障害に関する専門家による、問題行動の分析、アセスメント及び環境調整等の情報を共有することが必要である。
 - ③ その上で、相談支援事業者は、サービス等利用計画における支援方針を定め、関係事業者がサービス提供を行っていくこととしてはどうか。
- このため、行動障害に専門性を有する行動援護事業者が居宅内において問題行動の分析、アセスメントや環境調整等も行えるようにしてはどうか。

※ 相談支援と行動援護のアセスメントの関係について

相談支援事業者は、行動障害に専門性を有する行動援護事業者のアセスメントを活用(相談支援によるアセスメントの補完的な役割)し、サービス等利用計画を作成することとし、行動援護事業者のアセスメント結果のみに依存してサービス等利用計画が作成されないよう、行動障害の特性を踏まえた計画作成に関して質の向上に努めるとともに、行動援護事業者においてもアセスメントの更なる専門性向上に努めるべきであると考えるが、どうか。

- ・ 行動障害を有する者の状態の変化に対応しながら、地域で継続的な支援を受けるためには、どのような体制が必要か。
 - 相談支援事業者が行うモニタリングについても、行動援護事業者のアセスメントを活用することとしてはどうか。

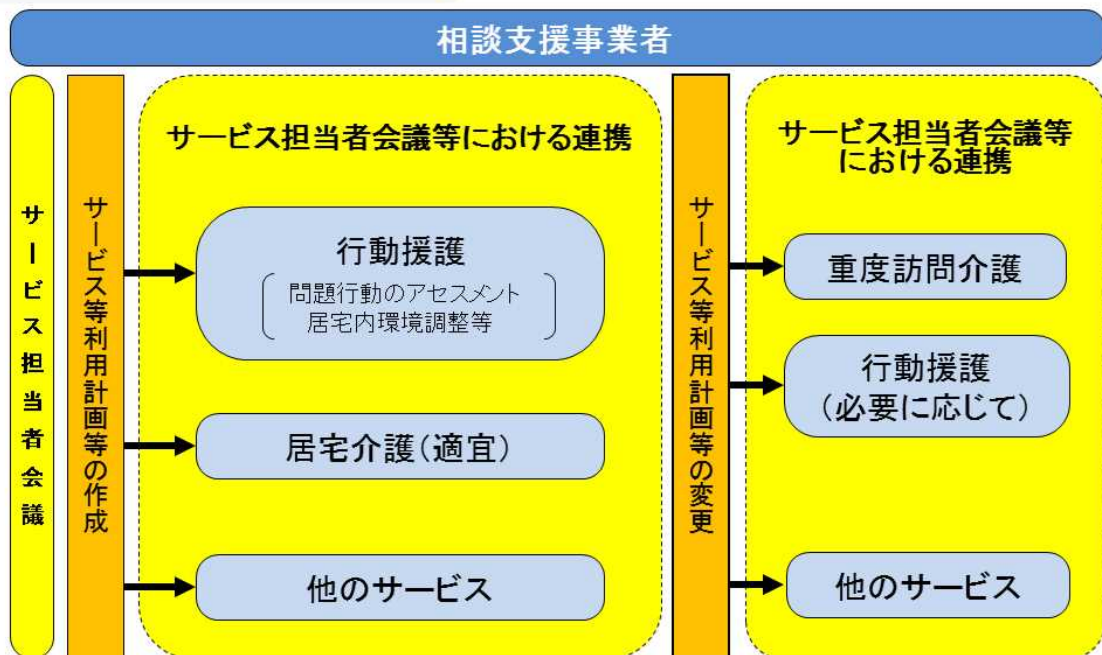
○支援の在り方

- ・ 行動障害を有する者について、専門的なアセスメントや環境調整等が必要であり、当該利用者に関わるすべての事業者が支援方針や支援方法を共有しておく必要がある。
- ・ 支援方針が決定し、適切な支援を行うことで、状態が安定してくれば、重度訪問介護を含めた各事業所において、サービス担当者会議を通じて適切な支援方法等を共有することができるのではないかと。

【平成26年4月以降のイメージ】

- ・ 相談支援事業者を中心とした連携体制の下、行動援護、居宅介護、他のサービスにより支援しながら支援方法等の共有を進め、状態が落ち着いてくれば、サービス等利用計画の変更を行い、重度訪問介護等に移行する。

平成26年4月以降のイメージ



3. 行動障害を有しない者に対する支援について

- ・ 行動障害を有しない者に対する支援の在り方について、どのように考えるか。その際、現行でも本来は利用可能な居宅介護等の利用方法も参考に
する必要があるのではないか。
(重度訪問介護が必要な具体的事例及びその際の具体的なサービス内容に
ついてどのようなものがあるか明確化する必要があるのではないか。)
- ・ 精神障害者については、診療所中心のACTやアウトリーチ等による身近な生活の場の支援チームによる支援が有効との意見があり、今後、医療と福祉の連携による地域における支援について検討が必要。

4. 具体的な対象者要件及びサービス内容（案）

対象者要件（案）

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものとしてはどうか。

【区分要件について】

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者、重度の精神障害者であって常時介護を要する者として規定する必要があることから、障害程度区分については、知的・精神障害についても、現行の基準を踏まえて、「区分4以上」の規定を設けてはどうか。

【区分以外の要件について】

常時介護を要する者として、行動障害を有する者としてはどうか。（現行の規定を踏まえ、認定調査項目における行動関連項目8点以上の者をベースとして検討）

【行動障害を有しない者について】

行動障害を有しない者については、常時介護を要する者であって、重度訪問介護のサービスが必要とされる者について、次のような視点から検討。

- ・ 重度訪問介護ヘルパーに求められる具体的なサービス内容。
- ・ 居宅介護や地域定着支援等の障害福祉サービスや訪問看護等、重度訪問介護以外の地域におけるサービスの組み合わせによる支援

Ⅲ サービス提供事業者の基準について

1. 見直し後の指定基準について（案）

- 指定基準については、3障害一元化の流れを踏まえ、区別しないこととしてはどうか。
- ただし、肢体不自由と知的障害・精神障害の特性が異なることに配慮する必要があることから、「主として肢体不自由者に対応する重度訪問介護」と、「主として知的障害者・精神障害者に対応する重度訪問介護」を標榜できることとしてはどうか。
- 人員配置基準については現行の要件と同様としてはどうか。

2. 見直し後の研修について（案）

- 主として肢体不自由者に対応する重度訪問介護の研修は従来通りとするが、主として知的障害者・精神障害者に対応する場合は、専門性を確保するため、知的障害者・精神障害者の特性に関する研修をあらたに設定する。
- 研修内容については、強度行動障害支援者養成研修と同等の内容としてはどうか。
- どちらかの研修を受講していれば基準を満たすこととなるが、それぞれの障害特性に応じた研修を受講しておくことが望ましい。

※ 現行の行動援護従業者養成研修と強度行動障害支援者養成研修の関係について、整理が必要。